

# 経済安全保障推進法 基幹インフラにおける医療の整理について

## 現時点の対応

- 医療は、その機能が停止・低下した場合に、国民生活に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、重要な社会インフラの一つである。
- 個々の医療機関については、
  - ✓ **医療機関ごとに病院情報システム**（診療に必要な院内のシステム）が構築されていることから、**仮にシステム障害が生じたとしても、個別の医療機関の単位にとどまること**
  - ✓ 地域において、**複数の医療機関によって重層的に医療提供体制が構築**されており、**周辺の医療機関との連携により必要な医療提供を継続することが可能**であることから、規制対象となる事業者・設備が現時点で想定されず、引き続き経済安保推進法の対象としない方向。
- 個々の医療機関に対するサイバー攻撃については、
  - ✓ 医療情報システムの安全管理をはじめとして、**医療機関のサイバーセキュリティ対策に取り組む**ほか、
  - ✓ **個々の医療機器**（人工呼吸器、MRI等の他の機器やネットワーク等と接続して使用する医療機器等）については、その**審査・承認の制度**（薬機法）において、**サイバーセキュリティ対策の実施状況を確認**するようにする（令和5年4月1日から適用。（経過措置1年間））等の対応を行っている。
- また、全国的なシステムであるオンライン資格確認等システム・電子処方箋管理サービスについては、**国の基準に準拠したセキュリティ対策を実施している。**

## 医療DXの進展を見据えた将来的な検討

- 医療DXに関する全国的なシステムである電子カルテ共有サービスや標準型電子カルテシステム等の検討を進める中で、地域医療提供体制への影響も踏まえながら、**経済安全保障推進法の適用について引き続き精査を行っていく。**